

○ 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 交付金の構成</p> <p>本交付金は、次に掲げるものにより構成される。</p> <p>1 農地維持支払交付金</p> <p>農地維持支払交付金は、法第3条第3項第1号イに掲げる事業として別紙1に基づき地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して、別紙1の第5の2に定める活動期間（以下「活動期間」という。）を通して交付される交付金をいう。</p> <p>2 資源向上支払交付金</p> <p>資源向上支払交付金は、法第3条第3項第1号ロに掲げる事業として別紙2に基づき地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して活動期間を通して交付される交付金をいう。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>(2) 施設の長寿命化のための活動</p> <p>(3) 地域資源保全プランの策定</p> <p>(4) 組織の広域化・体制強化</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p>附則（平成29年3月31日付け28農振第2311号）</p> <p>1 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 本要綱に基づき平成28年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあつては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。</p> <p>8～10 （略）</p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 交付金の構成</p> <p>本交付金は、次に掲げるものにより構成される。</p> <p>1 農地維持支払交付金</p> <p>農地維持支払交付金は、法第3条第3項第1号イに掲げる事業として別紙1に基づき地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「農地維持活動」という。）に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して、別紙1の第5の2に定める活動期間（以下「活動期間」という。）を通して交付される交付金をいう。</p> <p>2 資源向上支払交付金</p> <p>資源向上支払交付金は、法第3条第3項第1号ロに掲げる事業として別紙2に基づき地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等（以下「資源向上活動（共同）」という。）に取り組む広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して活動期間を通して交付される交付金をいう。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）</p> <p>(2) 施設の長寿命化のための活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）</p> <p>(3) 地域資源保全プランの策定</p> <p>(4) 組織の広域化・体制強化</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p>附則（平成28年6月9日付け28農振第707号）</p> <p>1 本要綱は、平成28年6月9日から施行する。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 本要綱に基づき平成27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあつては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。</p> <p>8～10 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 対象組織の活動実施等 市町村長が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動計画 対象組織は、1に定める事業計画を作成する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 保全管理する区域の農業地域類型</u></p> <p><u>(10) 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況</u></p> <p><u>(11) その他必要な事項</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p>第6 農地維持支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 農地維持支払交付金の交付単価は、次の(1)及び(2)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基本単価 農地維持支払交付金の基本<u>となる交付</u>単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p><u>ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第7～9 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 対象組織の活動実施等 市町村長が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動計画 対象組織は、1に定める事業計画を作成する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを事業計画書に添付するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(9) その他必要な事項</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第6 農地維持支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 農地維持支払交付金の交付単価は、次の(1)及び(2)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基本単価 農地維持支払交付金の基本単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7～9 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象組織</p> <p>資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 第4の1に掲げる<u>地域資源の質的向上を図る活動(以下「資源向上活動(共同)」という。)</u>の対象組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 第4の2に掲げる<u>施設の長寿命化のための活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)</u>の対象組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に定める集落協定を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される広域活動組織又は活動組織</p> <p>(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 資源向上支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価</p> <p>第4の1から4までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(4)までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 基本単価</p> <p>資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の基本<u>となる交付</u>単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおり</p> <p>イ 継続地区の交付単価</p> <p>交付金旧24要綱又はこの要綱に基づき、平成26年度以前に市町村から認定若しくは市町村と締結した協定又は法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、アに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。</p>	<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象組織</p> <p>資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 第4の1に掲げる資源向上活動(共同)の対象組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 第4の2に掲げる資源向上活動(長寿命化)の対象組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に定める集落協定(以下「<u>集落協定</u>」という。)を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される広域活動組織又は活動組織</p> <p>(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 資源向上支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価</p> <p>第4の1から4までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(4)までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 基本単価</p> <p>資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の基本単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p>イ 継続地区の交付単価</p> <p>交付金旧24要綱又はこの要綱に基づき、平成26年度以前に市町村から認定若しくは市町村と締結した協定又は法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動(共同活動)を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、アに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。</p>

ウ・エ (略)  
(2) ~ (4) (略)

第7・8 (略)

第9 資源向上支払交付金の返還

1 (略)

2 対象農用地面積の減少

対象農用地面積が減少した際の交付金の返還に当たっては、別紙1の第9の2に定めるとおりとする。

ただし、資源向上活動（長寿命化）に係る資源向上支払交付金において、本交付金以外の事業の活用により対象施設が減少することに伴って、当該交付金の対象農用地面積が減少した場合は、この限りではない。

3・4 (略)

ウ・エ (略)  
(2) ~ (4) (略)

第7・8 (略)

第9 資源向上支払交付金の返還

1 (略)

2 対象農用地面積の減少

対象農用地面積が減少した際の交付金の返還に当たっては、別紙1の第9の2に定めるとおりとする。

3・4 (略)

改 正 後	現 行
<p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">推進組織</p> <p><b>第1 推進組織の設立</b></p> <p>1 都道府県知事は、<u>本交付金</u>の効果的な推進を図るため、多様な主体から構成される推進体制を構築する。また、地域ごとの多様な特性を踏まえた地方公共団体及び対象組織における円滑な取組を推進するため、これらの取組を支援する推進組織を設立するものとする。</p> <p>2 なお、推進組織が日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号<u>農林水産事務次官依命通知</u>）第3の4に定める推進組織推進事業を行うためには、日本型直接支払推進交付金実施要綱（<u>平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知</u>）別紙4に定める要件を満たすものとする。</p> <p><b>第2</b> (略)</p> <p><b>第3 規定等の要件</b></p> <p>推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 毎年度、<u>本交付金</u>の効果的な推進を図るための連絡調整を図ること。</p>	<p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">推進組織</p> <p><b>第1 推進組織の設立</b></p> <p>1 都道府県知事は、<u>多面的機能支払</u>の効果的な推進を図るため、多様な主体から構成される推進体制を構築する。また、地域ごとの多様な特性を踏まえた地方公共団体及び対象組織における円滑な取組を推進するため、これらの取組を支援する推進組織を設立するものとする。</p> <p>2 なお、推進組織が日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号）第3の4に定める推進組織推進事業を行うためには、日本型直接支払推進交付金実施要綱別紙4に定める要件を満たすものとする。</p> <p><b>第2</b> (略)</p> <p><b>第3 規定等の要件</b></p> <p>推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 毎年度、<u>多面的機能支払</u>の効果的な推進を図るための連絡調整を図ること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙 5)</p> <p style="text-align: center;">広域活動組織</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 設立手続</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 広域活動組織を設立しようとする者は、協定書に活動計画書及び運営委員会規則を添えて、協定の対象とする農用地が存する市町村長に協定の認定を申請するものとする。</p> <p>4 <u>3に該当する</u>市町村長は、3により提出があった書類を審査の上、当該協定の締結が適当であると認めるときは、当該協定を認定し、速やかにその旨を運営委員会会長に通知するものとする。</p> <p>第 5・6 (略)</p> <p>第 7 広域活動組織の業務</p> <p>広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>2 資源向上活動</p> <p>3 (略)</p>	<p>(別紙 5)</p> <p style="text-align: center;">広域活動組織</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 設立手続</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 広域活動組織を設立しようとする者は、協定書に活動計画書及び運営委員会規則を添えて、協定の対象とする農用地が存する市町村長 <u>(以下「市町村長」という。)</u>に協定の認定を申請するものとする。</p> <p>4 市町村長は、3により提出があった書類を審査の上、当該協定の締結が適当であると認めるときは、当該協定を認定し、速やかにその旨を運営委員会会長に通知するものとする。</p> <p>第 5・6 (略)</p> <p>第 7 広域活動組織の業務</p> <p>広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</p> <p>1 農地維持 <u>支払交付金に係る</u>活動</p> <p>2 資源向上 <u>支払交付金に係る</u>活動</p> <p>3 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙6)</p> <p style="text-align: center;">活動組織</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 規約等の要件 活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 <u>本</u>交付金の事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約を定めること。</li> </ol> <p>第4 <u>活動組織の業務</u> <u>活動組織は協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農地維持活動</u></li> <li>2 <u>資源向上活動</u></li> <li>3 <u>農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業</u></li> </ol>	<p>(別紙6)</p> <p style="text-align: center;">活動組織</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 規約等の要件 活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 <u>多面的機能支払</u>交付金の事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約 <u>(以下「活動組織規約」という。)</u>を定めること。</li> </ol> <p>[ 新設 ]</p>